

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1244号)

平成26年1月16日

横情審答申第1244号

平成26年1月16日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成24年10月19日磯高第1571号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「異議申立人が相談し説明した、特定個人に係る在宅援助記録票、住環境整備事業相談受付票、総合相談票（特定年月日A及びB）、障害者住環境整備費助成申請書、障害者住環境整備費助成申請書回答（磯高第557号）」の個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「異議申立人が相談し説明した、特定個人に係る在宅援助記録票、住環境整備事業相談受付票、総合相談票（特定年月日A及びB）、障害者住環境整備費助成申請書、障害者住環境整備費助成申請書回答（磯高第557号）」を特定し、開示した決定については、「特定個人に係る在宅援助記録票（「3－a 医療・社会的活動」の頁の裏面及び「4 援助計画」の頁）、在宅リハビリテーション依頼書、総合相談票（特定年月日C）、継続記録票の全て、継続記録票に挟み込まれた文書（「身体障害者手帳転入届書」、「障害者住環境整備事業に対する電話対応状況について」及び「横浜市障害者住環境整備事業について」）及び紙添付文書表紙」についても異議申立人の保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「開示請求者が相談し説明した特定個人に関する横浜市磯子福祉保健センターが有する横浜市障害者住環境整備事業に係る ①障害者住環境整備事業相談受付票 ②面接記録、ケース記録や調査記録など横浜市磯子福祉保健センターの職員が記載した文書のすべて ③横浜市磯子福祉保健センターで階段昇降機の助成ができないと決定するに至った議論の経過を記した会議録などの文書のすべて ④開示請求者が自ら記入をした文書のすべて ⑤個人情報に関する同意書」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年8月9日付で行った「異議申立人が相談し説明した、特定個人に係る在宅援助記録票、住環境整備事業相談受付票、総合相談票（特定年月日A及びB）、障害者住環境整備費助成申請書、障害者住環境整備費助成申請書回答（磯高第557号）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）について、本件個人情報に加え、さらに保有個人情報を特定し、その開示を求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件個人情報を特定し、本件処分を行った理由は次のように要約される。

- (1) 本件個人情報は、異議申立人（以下「申立人」という。）の義母（以下「本件対象者」という。）に係る在宅援助記録票等の書類のうち、申立人に係る情報である。

- (2) 担当課である磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課が保有する本件対象者に関する在宅援助記録票等の文書のうち、申立人が区役所に相談したこと、区役所が申立人に説明したこと又は区役所と申立人が立ち会った場所で確認したことに対する記録の部分を、申立人の保有個人情報として特定し、全部開示をした。
- (3) その余の情報は、本件対象者に関する情報であり、申立人の本人開示請求権は及ばないため、本件請求の対象にならないと判断し、対象外とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分である開示決定のとおり、本件個人情報の一部を非開示とすることなく、その全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関は、全部開示の決定をしているが、本件個人情報に多くのマスキングをしている。しかし、非開示部分について、何らの理由の記載もしていない。全部開示の決定がされているので、当然に本件個人情報の全部を開示すべきである。
- (3) 対象となった在宅援助記録票等の文書は、本件対象者自身が区役所に直接情報提供等をして記載された情報ではない。申立人が相談、打合せ、連絡等をした内容その他の申立人が区役所との間で関わりを持った事実に関する内容、区役所が申立人から得た各情報の内容、それに基づく区役所の判断過程等の内容等が記載されているものであり、いずれも本件対象者のために、申立人が相談者として関わったものである。

申立人が相談等をしたことに基づき作成された文書であり、原則として、その全ての内容について申立人本人の開示請求権が及ぶものである。

- (4) 仮に、実施機関の説明のとおり、本件対象者に係る情報には、申立人の本人開示請求権が及ばないとしても、本件対象者の個人情報は、その部分だけを容易に区分して除くことができる。本件対象者を識別できる情報にのみマスキングをした上で、それ以外の部分については全ての記録を開示すべきである。なお、本件個人情報に記載されている本件対象者に係る情報は、申立人が提供した情報がほとんどであり、本件対象者の権利利益が害されるおそれもない。さらに、実施機関は、処分理由説明書において、本件対象者の個人情報であるから本件処分の対象外としたと説明しているが、本件処分において、多くの部分で本件対象者の個人情報を開示しており、処分理由説明書との整合性がない。

5 審査会の判断

(1) 横浜市障害者住環境整備事業について

横浜市障害者住環境整備事業（以下「本件事業」という。）は、横浜市障害者住環境整備事業実施要綱（平成5年4月1日施行）に基づき、障害者の住環境を改善するため、必要に応じて専門的助言・指導を行い、日常生活動作能力の補完、自立の支援、介助者の負担軽減及び寝たきりの防止を図ることを目的として住宅改造費等の助成を行っているものである。

助成対象者は、市内に居住している障害者で、同要綱第5条に定める障害の程度に該当し、住宅改造等の必要性が認められる者である。

本件事業による住宅改造費等の助成又は助言等を受けようとする者は、事前に区福祉保健センターに相談するものとされており、区長は、当該相談を受けた場合は速やかに工事着工以前に助成対象者の住居の訪問調査を行い、本件事業の対象となる工事の判断等を行うこととされている。

また、本件事業の助成を受けようとする者は、その居住地を管轄する区長に工事着工以前に申請することとされており、区長は、申請に対し助成等の可否を審査し、助成決定通知書又は助成却下通知書を送付することとされている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件対象者に係る本件事業に関する文書（以下「本件対象文書」という。）のうち、申立人に係る情報である。

本件対象文書は、在宅援助記録票、在宅リハビリテーション依頼書、住環境整備事業相談受付票、総合相談票（特定年月日A、B及びC）、継続記録票、継続記録票に挟み込まれた文書（「身体障害者手帳転入届書」、「障害者住環境整備事業に対する電話対応状況について」及び「横浜市障害者住環境整備事業について」）、紙添付文書表紙、障害者住環境整備費助成申請書及び障害者住環境整備費助成申請書回答で構成されている。

実施機関は、本件対象文書のうち、申立人が区役所に相談したこと、区役所が申立人に説明したこと又は区役所と申立人が立ち会った場所で確認したことに対する記録の部分を、申立人の保有個人情報として特定し、全部開示をしている。また、実施機関は、その余の情報である在宅援助記録票（「3-a 医療・社会的活動」の頁の裏面及び「4 援助計画」の頁）、在宅リハビリテーション依頼書、総合相談票（特定年月日C）、継続記録票の一部、継続記録票に挟み込まれた文書（「身体障

害者手帳転入届書」、「障害者住環境整備事業に対する電話対応状況について」及び「横浜市障害者住環境整備事業について」）及び紙添付文書表紙を申立人の保有個人情報ではないとして対象外としている。

(3) 保有個人情報の該当性について

ア 実施機関は、対象外とした情報は、本件対象者に係る情報であると説明している。そこで、当審査会では、平成25年10月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件対象文書は、本件対象者のファイルとして保管している。したがって、当該文書は、その全体が本件対象者の個人情報である。その中に申立人の情報が記録されているもののみを申立人の個人情報として特定し、開示した。

(イ) 本件は、本件対象者が居住する住宅に階段昇降機を設置することを希望したものである。本件事業に関して、本件対象者自身は区役所等へ相談、申請等は行っておらず、本件対象者と同居する申立人が相談等の手続に主体的に関わっており、申請も申立人が行っている。しかしながら、成人した者同士の関係であるため、あくまで別人格であると判断した。また、本件事業は本人ではなく家族の氏名でも申請できるが、福祉の制度と本人開示請求の制度とは別の制度であるため、本人開示請求制度の原則どおり、他人の情報は開示請求ができないと判断した。

(ウ) なお、本件請求を受け付ける際には、申立人自身の氏名で請求するか、又は本件対象者から委任状を受け取って代理人として請求するか、二通りの方法で開示請求することができると説明したところ、申立人自身の氏名で行うと言われた。区役所が開示請求のやり方を強制することは適当ではないことから、申立人を開示請求者として本件請求を受け付けた。しかし、開示請求者の氏名により、開示の対象となる個人情報が異なることについては、申立人に対しては詳しく説明していない。仮に本件対象者の代理人として開示請求がされたとしても、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条各号の規定に基づき非開示とすべき情報も存在する。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 条例に基づく個人情報保護制度は、実施機関に対し、個人情報の収集、管理及び利用・提供の全般にわたり、その適正な取扱いを義務付け、この実施機関

に課せられた義務の実効性を担保するという観点から、本人開示請求制度が設けられているものである。このため、保有個人情報の本人開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則であることから、たとえ家族であってもその情報を開示請求することはできない。

もっとも、当該本人を対象として作成された個人情報であったとしても、当該情報の性質、作成目的及び具体的な内容から、当該情報が同時にその家族等の関係者における個人情報に該当するとみなし得る場合もあり、そのような場合にまで家族からの請求を否定する必要はない。

本件事業に関しては、実施機関も自認するように対象者本人の家族等も相談、申請等が行えることとなっており、相談、申請等が行える者を対象者本人に限定していない。そうすると、本件事業に係る個人情報については、対象者本人のみに帰属する個人情報というものではなく、その家族等の個人情報にも該当するとみなし得る場合もあると考えることができる。

- (イ) 本件に係る事実関係を確認したところ、上記ア(イ)のとおり、本件事業に関して、本件対象者自身は、区役所へ相談等を行っておらず、申立人が主体的に区役所への相談等を行っており、本件事業に係る申請は、申立人自身が行っているとのことであった。

また、実施機関は、本件対象文書は、本件対象者のファイルとして作成されたものであると説明しているが、当審査会において本件対象文書を見分したところ、申立人からの相談を端緒として本件対象文書が作成されていることが認められ、その内容は、主に申立人からの相談内容及びそれに対する実施機関の対応等の記録であった。

なお、申立人は本件対象者に係る情報を含めた本件対象文書の全ての開示を求めているが、本件請求を受け付けた経緯からすると、申立人は開示請求者の氏名により開示される情報が異なることについて認識がないまま本件請求を行ったものと考えられる。そうすると、本件請求は申立人の氏名により行われたものの、その実情は本件対象者の使者として行われたものとみることもできる。

- (ウ) これらの事情を勘案すると、本件においては、本件対象文書に記録されている情報は、本件対象者に関する情報であると同時に、申立人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められる。

(4) 実施機関の主張について

- ア 仮に実施機関が説明するとおり、本件処分により対象外とされた情報には申立人の開示請求権が及ばないと判断した場合について、念のために以下判断する。
- イ 在宅援助記録票（「4 援助計画」の頁）及び在宅リハビリテーション依頼書には、家族の要望等が記録されていることが認められた。当該部分は、申立人を識別することができる情報は記録されてはいないものの、実施機関によると、担当者が申立人の意向を抽出して記載したものとのことである。

したがって、在宅援助記録票（「4 援助計画」の頁）及び在宅リハビリテーション依頼書は、申立人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められる。

- ウ 継続記録票に挟み込まれた「障害者住環境整備事業に対する電話対応状況について」と題された文書には、健康福祉局職員と申立人との電話対応が記録されていることが認められた。

したがって、当該文書は、申立人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められる。

- エ 継続記録票には、本件処分により開示された情報以外にも、申立人を識別することができる情報が記録されていることが認められた。本件においては、区役所への相談等のほとんどを申立人が行っており、また、継続記録票に記録された情報の主な内容は、申立人からの相談内容及びそれに対する対応等であった。

そうすると、継続記録票のほとんどが、申立人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められる。

- オ 上記のとおり、仮に本件処分により対象外とされた情報には申立人の開示請求権が及ばないと判断したとしても、当該部分はごく僅かにしかすぎない。

- カ したがって、この場合にも、実施機関は、上記の各文書を申立人の保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の判断をすべきこととなる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件個人情報を開示とした決定については、「本件対象者に係る在宅援助記録票（「3－a 医療・社会的活動」の頁の裏面及び「4 援助計画」の頁）、在宅リハビリテーション依頼書、総合相談票（特定年月日C）、継続記録票の全て、継続記録票に挟み込まれた文書（「身体障害者手帳転入届書」、「障害者住環境整備事業に対する電話対応状況について」及び「横浜市障害者住環境整備事業について」）及び紙添付文書表紙」についても申立

人の保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年10月19日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成24年11月15日 (第146回第三部会) 平成24年11月22日 (第218回第一部会) 平成24年11月26日 (第224回第二部会)	・諮問の報告
平成24年11月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年9月5日 (第161回第三部会)	・審議
平成25年10月3日 (第162回第三部会)	・審議
平成25年10月17日 (第163回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年11月7日 (第164回第三部会)	・審議
平成25年11月21日 (第165回第三部会)	・審議
平成25年12月5日 (第166回第三部会)	・審議